

## 感染を心配する児童・生徒、その同居家族、保育・教育施設職員対象

# PCR検査の延長のお知らせ

感染を心配する方を対象に実施しているPCR検査を延長します。感染者と一緒に過ごしたなどで感染が心配な方はご利用ください。

※陰性証明書の取得目的では検査は受けられません。感染の心配がない方は利用を控えてください。

《対象者》 町内に住所を有し、かつ次に該当する方で、**無症状の方**

- 1 保育所（園）、幼稚園、小中学校、高校等の保育・教育施設に通う18歳以下の児童・生徒
- 2 上記1の児童・生徒と同居している家族

※ただし、児童・生徒が当該PCR検査又は保健所が行う行政検査（濃厚接触者等に行う検査）を受ける場合に限り、受ける場合に限ります。

- 3 保育・教育施設に勤務している職員及び非常勤職員

※町外に住所を有し、町内施設に勤務している方を含みます。

《検査実施期間》 **令和3年10月4日（月）から令和3年10月30日（土）**

《検査実施場所》 次の町内医療機関で受けられます。  
慈泉堂病院、久保田病院、保内郷メディカルクリニック、吉成医院、岩佐医院

《検査実施回数》 検査実施期間内において1人1回 ※9月に検査した方もあらためて対象とします。

《費用負担》 18歳以下の児童・生徒、保育・教育施設の職員及び非常勤職員 ⇒**無料**  
上記児童・生徒と同居する18歳以下の家族 ⇒**無料**  
上記児童・生徒と同居する19歳以上の家族 ⇒1人当たり自己負担額3,000円

《検査の受け方》

- 1 検査を希望する方は、健康増進課に申請書を提出します。18歳以下の方は保護者が申請をしてください。  
申請の際は、**学生証（職員は職員証）の写し又は在籍を証明するもの（名札等）を持参してください。**  
申請書は、健康増進課窓口にあります。大子町ホームページからもダウンロードできます。
- 2 申請後に検査票を交付しますので、医療機関に各自で検査の予約を入れた後、検査票を持参して検査を受けます。  
19歳以上の同居家族は、検査時に自己負担額を医療機関に支払ってください。
- 3 検査結果は検査を受けた医療機関から連絡されます。陽性となった場合は保健所からの連絡を待ち、必ず保健所の指示に従ってください。

《検査を受ける際の留意点》

- 1 **行政検査の対象となっている方及び感染を疑う症状がある方は、当該PCR検査を受けることはできません。**症状がある方は、必ず医療機関を受診して医師の指示に従ってください。
- 2 感染を疑う方との接触後において、すぐにPCR検査をしてもウイルスの増殖がないことから、検査をする場合は、**接触した日から4～8日後に当該検査を受けてください。**

【問合せ先・PCR検査申請先】

〒319-3526 大子町大子1846

大子町役場健康増進課（大子町保健センター内） TEL 72-6611